第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画　構成（素案）概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画 | 第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画　（案） |
| 計画期間 | 平成２７年度～平成３１年度（５年間） | 令和２年度～令和６年度（５年間） |
| 基本理念・  目標等 | 【基本理念】  ○　第一次及び第二次計画の理念や考え方を継承  ひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭の一つの形態として、自らの力を発揮し  安定した生活を営みながら、安心して子供を育てることのできる社会づくりを目指す。  ［着目点］  ・母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法の施行(H25.3.1)  ・子どもの貧困対策推進法の施行(H26.1.17)  ・母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行(H26.10.1) | 【基本理念】  ○　第一次から第三次計画の理念や考え方を継承  ［着目点］  ・子どもの貧困対策計画（第二次計画）と連携した取組の推進  ・大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）改正など、新たな制度改正等を契機とした取組の実施 |
| 【基本目標】  ○　第一次及び第二次計画の６つの基本目標を継承するが、「母子家庭の母及び父子家庭  の父の就業の支援に関する特別措置法」等関係法の施行（H25.3）を踏まえ、「就業支援」  に向けた取組の推進を最重点課題とするとともに、子どもの貧困の連鎖対策に係る取組等  を推進。  ○　母子寡婦法改正による父子家庭への施策拡充に向けた取組推進  (1)就業支援  ・母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進、ハローワーク等と連携した求人情報提供、  母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携、  地域就労支援事業による就労支援、など  ・公共職業訓練、就業支援講習会、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業の実施、ジョブ  カード制度の推進、など  ・ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注、公務労働分野での非常勤雇用に向けた  取組、民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ、母子・父子福祉団体等  への業務発注の推進、など  ・ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援、特定求職者雇用開発助成金の  活用、など  (2)子育てをはじめとした生活面への支援  ・保育所優先入所の推進、多様な保育、子育て支援サービスの提供、放課後児童クラブ  の充実  ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用、  生活支援講習会等事業の実施  ・母子生活支援施設を活用した生活支援・自立支援、公営住宅における優先入居の推進  ・子どもの学習支援等の推進  (3)養育費の確保・面会交流支援  ・養育費相談支援センター事業の推進、法律等相談事業の実施  ・面会交流に向けた支援  ・母子・父子自立支援員等による相談機能強化、(公社)家庭問題情報センターとの連携  (4)経済的支援  ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当の適正な給付等事業の実施  ・ひとり親家庭医療費等助成の実施  ・各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援  (5)相談機能の充実  ・母子・父子自立支援員等による相談事業の実施  ・土日・夜間相談事業・配偶者暴力相談支援センター・子ども家庭センターによる相談  事業の実施  ・府・市町村担当課や母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実  ・学校等教育機関との連携の推進  (6)人権尊重の社会づくり  ・人権啓発に関する施策の推進、入居制約解消や企業の公正採用に関する啓発実施  ・個人情報の取扱い等に関する取組の推進 | 【基本目標】  ○　第一次から第三次計画の６つの基本目標を継承し、「就業支援」に向けた取組の推進を最重点課題とするとともに、子どもの貧困対策に係る取組等を推進  (1)就業支援  ・ひとり親家庭の親の雇用に関し、特に優れた取組みをした事業主の顕彰実施  ・ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組を推進  (2)子育てをはじめとした生活面への支援  ・子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への生活支援  (3)養育費の確保・面会交流支援  ・養育費確保にかかる支援策の検討  ・公共施設の面会交流への活用  ・離婚前後親支援講座の実施検討  (4)経済的支援  (5)相談機能の充実  ・府立母子・父子福祉センターによる相談体制の機能強化  (6)人権尊重の社会づくり |